

平成21年度事業計画・予算書承認

—第80回定期総会—



発行所
沖縄県軍用地等
地主会連合会
那覇市久米2丁目7の3
発行人 稲嶺 盛林
電話 (098)868-6270
FAX (098)863-0047

—新理事に儀武剛氏選任—
欠員理事補充のための臨時総会が、平成二十年七月二十九日、沖縄県青年会館において開催され、儀武剛氏(金武町地主会長)が選任されました。
任期は、平成二十二年三月三十一日までです。

迫る賃貸借契約予約締結に取り組む

沖縄県軍用地等地主会連合会の第八十回定期総会が、平成二十一年三月二十七日、沖縄県青年会館において開催され、提案された平成二十一年度事業計画及び各会計収支予算書が原案のとおり承認されました。
平成二十一年度事業計画には、賃貸料増額問題等のほか、新たに賃貸借契約の予約締結に関する要請行動、法人移行に向けた委員会の設置及び活動などが盛り込まれました。

定期総会で承認された平成二十一年度における基本方針、事業計画は、次に掲げるとおりです。

● 基本方針 ●

平成二十四年五月を期して賃貸借契約の期間二十年が終結することに



会場：沖縄県青年会館

に伴い、新たな契約の締結について対処することが求められてくる。その対象地主数は、約三万三千人に及び、会員地主の約九一%を占めている。

一方、政府においては、安条条約及び地位協定に基づく駐留米軍への土地の提供義務を履行するため、

このような状況の下に「予約締結」は二十年に一度の機会であるとして、平成十九年十月十二日に「平成二十四年契約更新問題調査検討委員会」を設置し、以来、同委員会において各地主会から提起された問題点を調査検討してきたところである。

- 事業計画 ●
- 一、要請行動について
 - (一) 賃貸借契約の予約締結に関する要請行動
 - ア 土地建物等賃貸借契約書の見直し
 - イ 軍用地等の返還のあり方及び原状回復措置等
 - (二) 平成二十二年賃賃料増額要請行動
 - (三) 給付金の適正な支給に向けた要請行動
 - (四) 位置境界未確定問題の解決要請行動
 - (五) 固定資産税の負担軽減に向けた要請行動

科目	一般会計	共済事業特別会計	居所不明土地管理特別会計	会館運営特別会計	内部取引消去	合計
I. 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
基本財産運用収入				2,100		2,100
会費収入	144,172					144,172
補助金等収入	26,500					26,500
事業収入		1	573			3,073
雑収入		2,500	1,583			1,588
負担金収入				350		350
繰入金収入	537			1	△ 4,538	0
事業活動収入計	171,211	4,000	2,156	2,453	△ 4,538	177,784
2. 事業活動支出						
事業費支出	162,524	1,831				164,355
管理費支出	75,082	4,870	2,551	1,917		84,420
政府受託事業費支出	26,500					26,500
繰入金支出	4,001			1	△ 4,538	0
事業活動支出計	268,107	6,702	2,552	2,452	△ 4,538	275,275
事業活動収支差額	△ 96,896	△ 200	△ 396	1	0	△ 97,491
II. 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入						
特定資産取崩収入	102,009	8,000	1,135			111,144
拠出金収入		10,000				10,000
預り金収入			12,324			12,324
投資活動収入計	102,009	18,000	13,459	0	0	133,468
2. 投資活動支出						
基本財産取得支出				1		1
固定資産取得支出	302	1				304
特定資産取得支出	6,004	10,001	12,324			28,329
拠出金支出			8,000			8,000
預り金支出			1,135			1,135
投資活動支出計	6,307	18,002	13,459	1	0	37,769
投資活動収支差額	95,702	△ 2	0	△ 1	0	95,699
III. 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入						
借入金収入	50,000					50,000
財務活動収入計	50,000	0	0	0	0	50,000
2. 財務活動支出						
借入金返済支出	50,000					50,000
財務活動支出計	50,000	0	0	0	0	50,000
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0
IV. その他						
予備費支出	6,806	498	104			7,408
当期収支差額	△ 8,000	△ 700	△ 500	0	0	△ 9,200
前期繰越収支差額	8,000	700	500	0	0	9,200
次期繰越収支差額	0	0	0	0	0	0

- ていかなければならない課題は、目前に迫っている「予約締結」に集約される。
 - そのためには、会員地主の理解と協力のもとに、強固な意思統一と団結を推進していく必要がある。
 - 賃貸料増額問題については、前年度は厳しい状況の中、総額約九〇八億円の予算措置にとどまっていたが、引き続き増額に向けて取り組んでいくこととする。
 - 米軍再編等に伴う返還問題については、情報収集に努め会員地主が不利益を被らないよう関係地主会と連携し、解決に向けて取り組んでいくこととする。
 - 以上の基本方針を踏まえ、平成二十一年度において次に掲げる事業を計画し、推進していくこととする。
- 二、委員会設置及び活動について
 - (一) 賃貸料算定研究委員会の活動
 - (二) 法人移行に向けた委員会の設置及び活動
 - (三) その他諸事業及び組織運営に係る委員会設置及び活動
 - 三、現行事業の充実及び強化について
 - (一) 米軍再編に伴う問題等解決促進要請行動
 - (二) 事務委託費の増額要請行動
 - (三) その他駐留軍用地等に係る諸問題解決促進要請行動
 - (四) 領事業の充実強化
 - (五) 共済融資幹旋事業の充実強化
 - (六) 財産管理土地(所有者居所不明土地)に関する所有者の確認調査及び管理の充実強化
 - 四、土地連会館建設事業について
 - (一) 会館建設事業の推進
 - 五、助成事業について
 - (一) 返還跡地の跡地利用促進に向けた助成事業
 - (二) その他活動
 - (三) 会員の意思統一と団結による組織の充実強化
 - (四) 公益法人としての社会的活動
 - (五) ペイオフに対応した資金管理の充実強化
 - (六) 土地連会報の発行及びインターネットによる広報活動
 - (七) その他事業等に係る活動及び資料の収集

会長あいさつ



浜比嘉 勇 会長

「歳月人を待たず」ということわざがありますが、早いもので、昨年の四月一日に私が土地連会長に就任してから、一年という時間が流れようとしております。

では、平成二十年度基本方針及び事業計画に基づいて展開いたしました運動等のご報告をさせていただきます。

まず、土地連会館の建設についてですが、現会館の老朽化が進んでいることから、平成十七年一月十四日に会館建設調査検討委員会を設置しました。以来、三十回に亘って検

討した結果、平成二十年一月十一日に土地連会長へ北谷町桑江伊平土地区画整理事業地区内を選定するという報告書が提出されました。その報告書に基づき、平成二十年八月二十七日の理事会では、土地連会館建設用地を同地区内で、四五〇坪を目処に確保することを決定させていただきました。

また同地区は区画整理中であり、平成二十一年度以降に用地取得を考慮しております。次に、平成二十一年度賃貸料につきましては、平成二十年五月二十九日の定期総会において、防衛省に対して「対前年度比二・二七%増を要求していく」という決議をいただきましたが、防衛省のほとんどの支出予算がマイナスシーリングであること、また財務省が防衛省の支

出を今までよりも厳しくチェックしている状況から、非常に激しい交渉となり、その結果、対前年度比一・一%増にとどまりました。会員の皆様方のご期待に添えず、誠に申し訳ありません。次年度以降は、全役員を挙げて更なる努力をさせていただきます。

三点目に、平成二十四年契約更新問題については、賃貸料算定研究委員会を平成二十一年一月二十八日に設置しました。委員は、学識経験者と地権者代表の十一名であります。平成二十四年契約更新に備え、適正妥当な賃貸料の算定方法等について調査研究を行うこととしています。

四点目に、固定資産税についてです。平成十八年度の地方税法改正、鑑定評価の導入により、会員の皆様の負担が急激に増えました。平成二十一

年度においても負担増が予測されます。土地連は平成十八年度から、関係省庁や県選出国会議員へと度々要請しており、平成二十年度においては、新たな切り口、手法を見出し、解決すべく関係省庁と意見交換を重ねてきました。未だ解決に至っておりません。

今後、会員の皆様方の重税感を払拭できるような鋭意努力をさせていただきます。

五点目に、米軍再編問題では、嘉手納飛行場以南が返還される方向になつていますが、その返還に対応すべく、返還跡地助成金基金の創設を考えているところがあります。様々な問題が山積しておりますが、役員一同、一致団結して問題解決に当たりたいと思っております。よろしく願います。

等について継続して対応していくこと。

賃貸料算定研究委員会発足

沖縄県における軍用地等に係る賃貸借契約は、平成二十四年五月をもって、民法第六〇四条に基づき二十年の期間を満了しますが、国は引き続きその使用を必要とする軍用地等については、契約締結を求めてくるものと思われま

委員長 中地 宏

(元日本公認会計士協会会長)

副委員長 多喜 和彦

(南西不動産鑑定所所長)

委員 伊禮 勇吉

(元東京弁護士会会長)

委員 玉那覇 兼雄

(鑑定ソリユート沖縄代表取締役)

委員 松川 義則

(沖縄銀行常務取締役)

委員 上地 英由

(沖縄海邦銀行取締役)

委員 宮城 國男

(土地連理事)

委員 眞喜志 康明

(土地連監事)

委員 志良堂 進

(宜野座村地主会所属)

委員 眞壁 朝光

(北谷町地主会所属)

委員 金城 忠雄

(那覇市地主会所属)

地域の意見として提出し、賃貸料算定における基本要領作成をはじめ、評価のあり方など要求額の算定における参考資料とする。

「三 軍用地等の返還に関する事項」 軍用地等は限られた県土における発展の可能性を秘めた貴重な空間であるとして、早期における跡地の有効利用を促進する上で、返還にあつての措置が求められており、環境汚染埋蔵文化財等の実態を把握するための事前調査を行うこと。

「四 賃貸料算定研究委員会の検討に委ねる事項」 委員会が検討した結果を、賃貸料算定研究委員会に

等について継続して対応していくこと。

「三 軍用地等の返還に関する事項」 軍用地等は限られた県土における発展の可能性を秘めた貴重な空間であるとして、早期における跡地の有効利用を促進する上で、返還にあつての措置が求められており、環境汚染埋蔵文化財等の実態を把握するための事前調査を行うこと。

「四 賃貸料算定研究委員会の検討に委ねる事項」 委員会が検討した結果を、賃貸料算定研究委員会に

等について継続して対応していくこと。

平成二十四年契約更新問題調査検討委員会

最終報告書

平成二十四年契約更新問題に関する調査検討を行うことを目的として、平成十九年十月十二日に設置された「平成二十四年契約更新問題調査検討委員会」において平成二十年十一月二十五日、最終報告書を取りまとめました。

（報告書要旨）

「一 土地建物等賃貸借契約書の改正に関する事項」 現行の土地建物等賃貸借契約書は、その期間が不確定であること、解約権が国のみに留保されて

今後、理事会で検討し、その解決に向け、関係機

な内容ではないことから、具体的に契約書へ返還特措法及び沖縄振興特別措置法の給付金支給の明文化並びに自衛隊施設用地も対象とする条文追加、修正等を行うこと。

「二 賃貸料に関する事項」 地主会と土地連は平成二十四年問題を念頭におきつつ、賃貸料の積算方法の明示や考え

等について継続して対応していくこと。

等について継続して対応していくこと。



委員は左記のとおりです。

公益法人制度改革三法施行

法人移行に向けた委員会の設置及び活動

の設置及び活動

とになります。

土地連は民法第三四条に基づき「社団法人」として活動しておりますが、これらの法律の施行後は「整備法」に基づき「特例民営法人」として存続する

で、移行期間内に移行申請するための体制作りを進めていくこととなります。

このことにより平成二十一年度の事業計画に

おいては、法人移行に

向けた委員会の設置及び活動を計画していま

す。

行政庁からの認定または

平成21年度 沖縄借料908億円

— 前年度比実績1.1%増 —

平成二十一年度における沖縄関係の借料予算は、政府と土地連との交渉の結果、約九〇七億八、一〇〇万円、対前年度比で八億九、〇〇〇万円、約一・一%増が予算措置されることになりました。この伸び率は全施設が一律に適用されるのではなく、施設周辺の開発状況等が勘案されることから、地域によって増額幅が異なるし、また、地目によっても異なってきました。具体的な単価については、十一月から行なわれる沖縄防衛局と各市町村地主会との単価交渉で決定されます。

平成二十一年度軍用地等貸料の要求額は平成二十年五月二十九日開催の第七十九回定期総会において、九一九億三、二〇〇万円(前年度比二・二七%増)の要求が全会一致で可決され、全役員が平成二十年七月に上京防衛省、県選出国会議員へ要求額を満たしてもらおうよう要請しました。防衛省には、「近年続いている対前年度比一%増では、固定資産税の急

激な負担増や、後期高齢者医療制度による保険料の負担等による地権者の重税感を拭えない、また、国の財政事情は理解できず、安全保障の基軸を支えている地権者へ報いてもらいたい」等の要請を行いました。要請に対して防衛省は、国は厳しい財政状況にあるが、地権者の理解と協力で日米安全保障条約が成り立っていることも承知しているとして、「で

きるだけ要望に沿うよう努力したい」という前向きな対応を示しました。防衛省への要請後、県選出国会議員へも側面的協力を要請、快諾を得た上で理解と協力をいただきました。そして、八月末の概算要求締め切りまで粘り強く交渉した結果、前年度の一%を上回る一・一%で決着することができました。

例年であれば、賃貸料増額の激しい要請・交渉

読谷三施設、特定跡地指定される

平成十八年に返還された読谷補助飛行場、楚辺通信所、瀬名波通信施設の三施設が平成二十一年四月六日付けで、沖縄振興特別措置法の特定跡地の指定を受けました。

この指定は、地上物件の撤去、有害物質の除去作業など原状回復に相当な期間を要したことによるもので、政令では五ヘクタール以上の規模を指定の要件としています。指定を受けた当該三施設は規定により、「特定

跡地給付金」が支給されます。またその支給期間は、政令によって定められます。なお、支給期間は原状回復に要した相当期間が勘案されることとなりますが、「使用・収益・処分」があった時点で打ち切られることとなります。

読谷三施設の指定は、キャンブ桑江北側地区に

「法律の概要」
法第一〇一条
「特定跡地の指定」
その土地の計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められるもの。
当該指定は、基準日(返還の日)から三年を経過した日)までに行うものとする。

続いて二例目であり、今後

法第一〇四条
「特定跡地給付金の支給」
返還日の翌日から引き

期間等を定める政令が出

「特定跡地給付金の支給」
返還日の翌日から引き

されます。

土地を使用せず、かつ、

はほぼ八月いっぱいまで落ち着き、その後は十二月の予算内示を見守っていることになりませんが、平成二十一年度においては、財務省の激しい査定が予想をはるかに超える状況にあったため、全役員による三度目の上京要請をする他、三役での上京が何度も行われる等、例年よりも長く激しい要請行動が行われました。その要因としては、平成二十一年度に入ってから原油価格の高騰に始まる諸物価上昇、アメリカ合衆国に端を発した経済危機が世界中に拡大し、日本経済もその影響を受けたこと等が挙げられると思われまます。また、平成二十一年度末には国と地方の長期債務残高が約七七八兆円になるということで、国を挙げて財政健全化へ本腰を入れたと思われまます。そして、首相官邸内の行政支出総点検会議や財務省内の財政制度等審議会において軍用地等賃貸料が高すぎるのか、何故毎年上がるのかというよう

ておけば、沖縄の歴史がないがしろにされ、地権者の生活や権利が侵されることになるとのことから、全役員による十一月の上京要請となりました。具体的には、防衛大臣、自民党国防三部会、県選出国会議員のほか、財務省主計局へ「九〇八億円の満額措置」について要請を行いました。特に財務省主計局長へは、強制接収の経緯や賃貸料が生活費に充てられている事実、地権者が国の安全保障に協力しているという事実を訴えました。

平成二十一年度軍用地等賃貸料は前年度単価比において、近年の一%を上回る一・一%増を確保させることができましたが、経済情勢等を考えますと次年度以降も要請行動等は激しさを増すことが予想されます。政府内では軍用地等を民間地と同一視する傾向がありますが、軍用地等は強制接収された歴史があるだけでなく、使用権や解約権といった権利も国によって制限された土地です。戦後六十年も使用され、地権者の意思は国策を遂行するために抑えられています。軍用地等の特殊事情を広い意味で知らしめ、地権者の権利と生活を守ることを土地連の使命と考え、次年度以降の要請行動は全役員が一丸となって精力的に展開していくことになりまます。

主要日誌／平成二十一年度

- 平成二十年
- 【四月】
 - 一日 理事会開催(一回)、互選の結果、会長に浜比嘉勇氏、副会長に當山忠茂氏、我那覇祥義氏(再任)を選任
 - 一日 監事会開催、互選の結果、代表監事に長嶺善勇氏(再任)を選任
 - 一日 沖縄防衛局、那覇市から嘉手納町へ移転
 - 九日 正副会長就任挨拶のため上京(一、二日)
 - 二四日 理事会開催(二回)
 - 【五月】
 - 八日 理事会開催(三回)
 - 二二日 決算会計監査(一、四日)
 - 二九日 第七十九回定期総会開催
 - 【六月】
 - 一日 理事会開催(四回)
 - 一日 全役員、沖縄防衛局長へ平成二十一年度賃貸料予算増額措置要請
 - 三〇日 正副会長、那覇空港事務所空港長へ平成二十一年度賃貸料予算増額措置要請
 - 【七月】
 - 七日 理事会開催(五回)
 - 一六日 全役員、防衛省へ平成二十一年度賃貸料予算増額措置要請(一、八日)
 - 一八日 正副会長、大阪航空局へ平成二十一年度賃貸料予算増額措置要請
 - 二九日 臨時総会開催
 - 三一日 平成二十四年契約更新問題調査検討委員会開催(九回)
 - 【八月】
 - 一日 防衛省地方協力局長に旧自治省出身の井上源三氏就任
 - 一日 福田改造内閣発足、防衛大臣に林芳正氏、沖縄担当相に林幹雄氏、外務大臣に高村正彦氏入閣
 - 七日 正副会長、防衛省へ表敬訪問及び意見交換(一、八日)
 - 一四日 理事会開催(六回)
 - 一八日 防衛省地方協力局伊藤次長、挨拶のため来所
 - 二〇日 全役員、防衛省へ平成二十一年度賃貸料予算増額措置要請(一、二日)
 - 二七日 理事会開催(七回)
 - 二八日 平成二十四年契約更新問題調査検討委員会開催(十回)
 - 【九月】
 - 一日 防衛省地方協力局井上局長、就任挨拶のため来所
 - 一日 平成二四年契約更新問題調査検討委員会開催(十一回)
 - 二四日 麻生内閣発足、防衛大臣に浜田靖一氏、沖縄担当相に佐藤勉氏、外務大臣に中曽根弘文氏入閣
 - 二五日 理事会開催(八回)



関係団体へ寄付（土地連会議室にて）

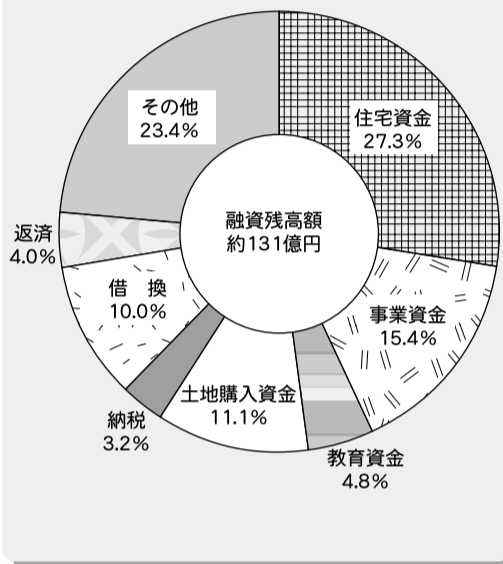
支援活動 人材育成、 社会福祉団体へ 300万円寄付

平成二十年十二月十二日、土地連会議室において、寄付金贈呈式を行いました。今回の贈呈式は、沖縄県国際交流・人材育成財団、沖縄県社会福祉協議会、名護市・宜野座村・読谷村・浦添市・南城市の各市町村社会福祉協議会の七団体で、総額三百万円となっております。

土地連による寄付は、公益法人の社会的活動の一環として、「沖縄県の次代を担う人材育成事業に取り組んでいる団体の支援」、「地域の社会福祉事業に取り組んでいる団体の支援」の趣旨のもと、毎年度実施しているものです。

贈呈式では、浜比嘉土地連会長からの交付後、七団体を代表して、県国際交流・人材育成財団の川満繁雄理事長と県社会福祉協議会の宮國泰雄副会長から、「次代を担う人材の育成のため、社会福祉事業のため有効に使わせていただく」との言葉をいただきました。

共済金融融資残高額・共済資金使途 (平成21年3月末現在)



「軍用地等地主の相互扶助並びに福利増進を図る」ことを目的とした共済融資事業は、県内五金融機関の協力のもとで実施しており、長期で低金利な融資となっております。なお、平成二十年度における融資残高は約一三〇億九、七五〇万円、二、七七六件という実績となりました。また、単年度においては、融資申込みが約一八億三、九〇〇万円、二、三三七件の実績となっております。

土地連共済融資の「利用」について

地金 返還 助成

恩納村地主会へ交付

平成二十年十月二十四日、恩納村役場会議室において、志喜屋恩納村長立ち合いの中で、恩納村軍用地地主会（當山忠茂会長）へ二十五万八千円を交付しました。

今回の交付は、平成七年十一月に返還された恩納通信所返還跡地に対する助成金で、「市町村地主会の返還跡地に係る対策を支援することにより、返還跡地の円滑な利用を促進する」ことを目的とした財政的支援となっております。

同跡地は、返還後十四年間も遊休化の状態が続きましたが、リゾートホテル用地としての開発が決定しており、一日も早い利用が期待されています。



當山恩納村地主会長へ交付

土地連共済会会員加入受付中!!

共済金融融資申込随時受付

この融資制度は、軍用地等地主の生活の安定と福利の増進に寄与することを目的とした制度で、軍用地等地主の必要な資金確保の円滑化を図るための長期で低利の融資となっております。なお、当連合会及び各地主会は「融資あっせん」の手続き業務を行なうこととなりますが、融資貸付けの最終的な決定は各金融機関になります。

- 融資対象
土地連共済会会員又はその配偶者及び一親等の続柄の者(重複貸付は認めない)。
- 融資申込手続
各地主会の窓口にて随時受け付けておりますが、新しく会員として加入される方は「共済拠出金」を拠出していただくことになります。

ご融資の条件	1 融資限度	最高額1,000万円
	2 期間	15年以内
	3 利率	長期プライムレート適用+α(年2回金利見直し)
	4 担保	当該軍用地及びその他
	5 保証人	原則として不要
	6 償還方法	月賦払・半年賦払・年賦払

※融資実行の際は借入額の1,000分の1.5(融資事務取扱手数料)を徴収します。
※詳しくは各所属地主会、又は連合会(098)868-6270にお問い合わせ下さい。

- 融資あっせん申込みから融資実行まで約14日から2ヵ月半の期間を要します。

<取扱金融機関>

◎琉球銀行 ◎沖縄銀行 ◎沖縄海邦銀行 ◎コザ信用金庫 ◎沖縄県農業協同組合

個人情報保護の取扱いについて

<基本方針>

当連合会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律の規定にしたがって、個人情報の安全管理に務め、必要な保護措置を講じたうえで取り扱っていくことといたします。

- 1 個人情報の収集
当連合会の目的達成及び事業活動を推進するため、以下の個人情報を収集します。
・氏名、住所、電話番号、生年月日、職業、地主会名等
- 2 個人情報の利用目的
(1)「土地連会報」及び通知書等の郵送のため
(2)共済事業に係る会員管理及び金融機関への共済金融融資あっせん等円滑な事務手続きを行うため
(3)貸付料の請求・受領及び支払のため
- 3 個人情報の第三者への提供
(1)提供する第三者の範囲
市町村地主会及び金融機関
(2)第三者への提供内容
上記1のとおり

※個人情報は、事業活動の範囲を超えて収集し利用しません。
※会員は本人の個人情報に関する開示、訂正等を希望の場合には、それに対し当会は利用目的に支障のない範囲内において対応いたします。

【十月】

- 七日▼平成二十四年度更新問題調査検討委員会開催(十二回)
- 二〇日▼正副会長、平成二十一年度貸付予算内示対応及び要請のため上京(〜二二日)
- 二〇日▼中間会計監査(〜二三日)
- 二四日▼恩納通信所返還跡地助成金交付式
- 二七日▼正副会長、金武町軍用地地主会と意見交換
- 二九日▼正副会長、県知事公室長と意見交換
- 二九日▼平成二十四年度更新問題調査検討委員会開催(十三回)

【十一月】

- 四日▼理事会開催(九回)
- 一〇日▼正副会長、平成二十一年度貸付予算内示対応のため上京(〜一二日)
- 一八日▼正副会長、沖縄県企業局長へ平成二十一年度貸付増額要請
- 一八日▼緊急理事会開催(十回)
- 一八日▼正副会長、伊江村軍用地等地主会との研修及び意見交換
- 二五日▼平成二十四年度更新問題調査検討委員会開催(十四回)、最終報告書のとりまとめ
- 二六日▼全役員、防衛省へ平成二十一年度貸付予算増額措置要請(〜二八日)

【十二月】

- 一日▼理事会開催(十一回)
- 一二日▼沖縄県国際交流・人材育成財団、沖縄県社会福祉協議会のほか、名護市、宜野座村、読谷村、浦添市、南城市の各社会福祉協議会へ寄付金贈呈
- 一八日▼正副会長、平成二十一年度貸付予算内示対応のため上京(〜二二日)
- 二〇日▼平成二十一年度軍用地等貸付予算額約九〇八億円内示(〜二二日)

平成二十一年

- 【一月】
- 一九日▼理事会開催(十二回)
- 二七日▼地主会正副会長会・新年交歓会開催
- 二八日▼貸付予算研究委員会開催(一回)
- 【二月】
- 一三日▼理事会開催(十三回)
- 一九日▼業務監査(〜五日)
- 二七日▼貸付予算研究委員会開催(第二回)、県内基地視察研修(〜二八日)

【三月】

- 一六日▼理事会開催(十四回)
- 一九日▼金融機関と共済融資預託契約等について意見交換
- 二四日▼貸付予算研究委員会開催(三回)
- 二四日▼理事会開催(十五回)
- 二七日▼第八十回定期総会開催
- 三〇日▼特例民法法人検査(県知事公室基地対策課)